

令和7年度 資源リサイクル カレンダー

2025年4月～2026年3月

リサイクルのルール

収集日程は「収集日カレンダー」も必ず確認ください



- ・集積所には、**収集日の当日（朝8時まで）**に出してください
- ・ルール違反・分別されないものは、回収しません（違反シール貼付）
- ・分別辞典、よくある問合せ等、ウェブサイトから確認できます



★印:資源(市の収入になります)を「燃やすごみ」に出すと大切な財源を失います



多くの予算, 化石燃料, 資源を浪費し「ごみ」を燃やしています
・可燃ごみ量 … 一人 269kg/年 (計13, 049トン) !
・ごみ処理費 … 一人10,333円/年 (計5億0,164万円) !
ごみ減量リサイクルで「脱 炭素・環境汚染」世界共通のゴールを目指します

分別		曜日	回数	容器	内容	出し方・注意点（詳しい内容はウェブサイトを見てください）
燃やすごみ		火・金曜	週2	市指定ごみ袋	・生ごみ・草木・木くず ・皮革類・ゴム製品 ・プラスチック類・紙おむつ ・発泡スチロール・貝がら ・布団（シングル）など	○市指定ごみ袋（以下「袋」）を必ず使用する。（不使用は回収不可） ○ごみ減量のため、指定ごみ袋の 中(30L)・小(20L)サイズを使用ください。 ○袋の口は、2重に結ぶ。（袋の中の空気を抜く） ○油など液体は凝固剤で固める、または、古紙等に染み込ませる。 ※「食用油回収ボックス」（本庁舎、各支所、羽鳥出張所）を活用する ○生ごみは、水分を落とす。（生ごみ処理機・コンポストの購入補助制度あり） ○布団は、ひもでしばり、量に応じて袋をくくりつける。（袋に入らない場合） ○草木は、土をよく落とし、天日で乾燥させる。 ○木枝・板切れは、長さ60cm・太さ5cm以内。ひもでしばり、量に応じた袋をつける。 ×屋外焼却は法律で原則禁止。火事や煙害など周辺地域への影響に十分配慮する。 ×袋が破けるほど詰めこまない。袋からはみ出るサイズのものは、「粗大ごみ」。 ×農業用の使用済プラスチック（ビニール等）は回収不可。
ビン	★無色ビン★	第1月曜	月1	コンテナ	・牛乳ビン ・無色の一升ビン など	○ビンの色は、口元の部分で判断する。（右写真） ○中身は、すべて取り除き、水で軽く洗う。 ○ラベルは、できる限りはがす。 ○キャップははずす。（金属製「カン・金属」。プラスチック製「燃やすごみ」よりガラス状でも、口元が無色透明なものは、「無色ビン」。 ○無色に見えても、うすく色が付いているものは、「その他ビン」。 ×ビン形状以外のガラス製品（コップ・板ガラスなど）は、「ガラス・陶磁器」。 ×ガラス製の耐熱容器は、「ガラス・陶磁器」。 ×違う色のビンが混ざっている場合は回収不可。
	★茶色ビン★	第2月曜			・ビールビン ・栄養ドリンク など	
	★その他ビン★	第3月曜			・無色、茶色以外のビン	
蛍光灯・電球		第3月曜	月2	※コンテナサイズ：外寸53×37×31cm程度 ※コンテナは回収しやすいよう整理してください	・蛍光灯・電球・グローランプ ・水銀体温（温度）計 など	○細かく割れたものは、透明のビニール袋に入れる。 ○「その他ビン」とは、別のコンテナを使用する。 ×LED蛍光灯・電球（品番の頭に「LED」と表記）は、「カン・金属」。 ×事業ごみとして出たものは回収不可。
ガラス・陶磁器		第4月曜			・茶わん・せともの・花ビン ・コップ・板ガラス 耐熱容器など	○ガラス製品は、ビン形状以外のものが対象。 ○細かく割れたものは、透明のビニール袋に入れる。 ×ビン形状のものは回収不可。（細かく割れた場合を除く） ×ガラス製の耐熱容器でふちを金属で補強したものは、「カン・金属」。
★ペットボトル★		第1・3水曜			・清涼飲料 ・しょうゆ等調味料 ・酒類 乳飲料用	○識別マークがついたものが対象。 ○容器の中を水で軽く洗う。 ○キャップ・ラベルははずす。（キャップ・ラベルは、「燃やすごみ」） ○コンテナからあふれるときは、つぶす。 ×飲料等が残ったものは回収不可。
★古紙★		第2・4水曜	月1	透明ビニール袋	・新聞（チラシ・コピー用紙） ・雑誌（書籍・雑がみ） ・ダンボール（中が波状のもの）	○種類ごとに、ひもで十字にしばる。（粘着テープでの結束は回収不可） ○不適物（粘着テープ、ビニール、金属、プラスチックなど）は取り除く。 ○水に濡らさない。（×濡れ・汚れがひどいものは不可） ○雑がみは、はがき・封筒、メモ用紙、空き箱、パンフレット、紙袋など。 ○シュレッダーで裁断された古紙は、透明のビニールに入れる。 ×油・ろう付着の紙、カーボン紙、防水加工紙などは、「燃やすごみ」。
★カン・金属★		第1・3木曜			・空き缶・小型電気製品・電池 ・調理器具・スプレー缶 ・金属素材を含む製品類 など	○金属以外の部分は、できる限り、取り外す。（一例、傘のビニール等） ○ライターは、燃料を使い切る。スプレー缶は、中身を使い切り、穴を開ける。 ○カッターの刃・針・釘は、スチール缶に入れる。包丁は、刃にテープを貼る。 ○小型家電は、電池・充電式電池（絶縁処理）を外す。コードは、根元から切り、束ねる。 ×電池（充電式含む）は、出来る限り、小売店の店頭回収を利用する。 ×冷媒にフロンガスを使用する小型家電は回収不可。 ×コンテナに収まらないサイズのものは、「粗大ごみ」。
★古布★		第2木曜			・上着・ズボン・セーター 肌着 ・靴下・シャツ・カーテン ・布団カバー等	○透明のビニール袋に入れる。（※市指定ごみ袋の使用は不要） ○水に濡らさない。（濡れたものは回収不可） ×ビニール・羽毛・革・フリース、綿（わた）が入ったものは、「燃やすごみ」。 ×汚れ・濡れがひどいものは、「燃やすごみ」。
★紙パック★				ひも	・牛乳パックのみ ※ジュース 酒用は不可	○識別マークがついたものが対象。 ○パックを開き、水で軽く洗う。 ○乾かした上で、ひもで十字にしばる。（粘着テープは不可） ×アルミ・プラスチックを使用するものは不可。
粗大ごみ		第4土曜 自己搬入は処理施設の受付日と同じ	月1	戸別回収 自己搬入	・コンテナに入らないもの ・市指定ごみ袋に入らないもの ※家電4品目は戸別回収のみ 要 家電リサイクル券 ※べ切:3日前。数量制限あり。状況により翌月	※市指定ごみ袋、コンテナに入らないサイズが対象です※ ◎資源の有効活用、不用品のリユース（地域情報サイト「ジモティー」）をご検討ください。 市に依頼する場合（戸別回収）◎（大）1,000円（中）500円（小）300円（1点につき） 本庁（環境課）、各支所（総合窓口）、羽鳥出張所で申し込む ※処理券を貼り、自宅前に出す（階上階下・宅内不可） 自己搬入する場合 ◎ 処理手数料 【生活系】10¢/100円 【事業系】10¢/200円
★草木★		処理施設の受付日と同じ		自己搬入のみ	・刈草・剪定枝（根、加工材は不可）	◇処理施設への自己搬入に限り、リサイクルとして受付ます（要 処理手数料） ◇長さ1.5m・太さ1.5cm以内です ※このサイズで、集積所に出すことはできません ※集積所に出された草木は資源化できないため、できる限り自己搬入のご協力をお願いします。

※各月の収集日程は「収集日カレンダー」もあわせて確認ください。（年末年始の収集曜日を一部調整する場合があります）

（テレビ乾燥機・冷蔵庫・エアコン）
家電4品目

※家電リサイクル法に定める品目が対象です※
・処理施設では処分できません（搬入不可）
・集積所には出せません。以下の方法となります
1. 家電リサイクル協力店・販売店・許可業者に依頼
・方法や費用は、各問合せください
2. 市に依頼（戸別回収）
①「家電リサイクル券」の料金を確認（品目により異なる）
②「家電リサイクル券」を郵便局で購入する
③ 本庁（環境課）各支所（総合窓口）羽鳥出張所で申し込む
※べ切:3日前まで。数量制限あり。状況により翌月
④ 申込みの際、手数料1,500円を支払う（1点）
⑤ 第4土曜（午前）に業者が訪問回収 ※立会不要
※運搬券を貼り、自宅前に出す（階上階下・宅内不可）
3. 指定引取所に自己搬入
◎イバキ流通サービス（かすみがうら市）
茨城県かすみがうら市央倉5685-1
※家電リサイクルについてのお問い合わせは
家電リサイクル券センター TEL0120-319-640 まで

（リサイクル料金）

小型家電

◇本庁舎、小川支所、玉里支所に回収ボックスを設置しています
◇主な回収品目は、以下のものです
携帯電話・スマートフォン、デジタルカメラ、電卓・計算機、ゲーム機
ICレコーダー、磁器ディスク装置、パソコン（ノート型）、タブレット端末
ポータブルDVD、携帯音楽プレーヤー、ラジオ、カーナビ、電子辞書
補聴器ドライバー、電気かみそり、電話機、電子体温計、電動歯ブラシ
デジタル歩数計、電子ヘルスメータ、ACアダプター等コード類
※リモコン、充電器、充電式電池の付属品も含む
電池やコード類は外してください
◇上記品目は、コンテナに入る場合、カン金属として集積所に出せます

プラスチック容器

◇本庁舎、小川支所、玉里支所に回収ボックスを設置しています
◇回収品目は、プラスチック容器（透明・白色）、食品トレイ（白色）の2種です
◇ラベルをはがし、中身や汚れはきれいに取り除いてください
◇エコショップ・資源リサイクル店の回収ボックスをご利用ください
※詳しくは、ウェブサイトを確認ください

集積所

・集積所は、利用者の方で、自らきれいに維持管理ください
・悪臭や動物が荒らすため、前日からごみを出さないでください
・事業系のものは、集積所には出さないでください
・新規使用は、近所の方・行政区長・不動産業者等に相談ください

「きれいなまちづくり ひとりの一歩から」

・市内道路等の不法投棄は7.5t/年。ポイ捨ても不法投棄（犯罪）です
・私有地に捨てられたごみ処理の責任は、所有者に及ぶ場合があります
・市内の不法投棄情報は、インターネット・SNSで広く公開しています
・市では、環境美化・不法投棄監視 サポーターを募集しています
・一斉クリーン作戦にご参加ください（年2回/5月4週、12月1週の日曜）
・ごみ拾いSNSピリカに登録して、まちをきれいにする活動を楽しみましょう

（ピリカ）

処理施設

◇下記の2施設は、一般の方も利用できます
・「燃やすごみ」は、市指定ごみ袋の使用は不要です（減免を除く）
・処理手数料【生活系】10¢/100円【事業系】10¢/200円
・本人確認できるもの（免許証等）を用意ください
・自動精算のため、千円札または小銭を用意ください
・ゴールデンウィーク・年末年始は大変混雑します
※集積所に出せるものは、少しずつ出してください

■ クリーンセンター ■ 小美玉市高崎1824-2 TEL 0299-26-024

◇受付日：月～土曜（祝日含む）※休み：日曜・年末年始
◇時 間：8時30分～16時30分



■ 中継センター ■ 小美玉市市倉1725-2 TEL0299-48-1571

◇受付日：月～金曜（祝日除く）※休み：土日曜・年末年始
◇時 間：8時30分～15時30分
◇注 意：持込できるものは以下に限られます。（事業系は不可）
「粗大」「草木」「ビン」「ガラス陶磁器」「古紙・古布」「蛍光灯電球」



収集・処理できないもの

1. 集積所に出せないもの
①、粗大ごみ・家電4品目
◇上記を参照ください
②、多量の場合
◇処理施設（右記）に自己搬入、または、許可業者に依頼ください
2. 市で処理できないもの
①、産業廃棄物
◇法令により処理できません。販売店または許可業者に依頼ください
②、処理困難物
◇処理施設では処分できません。（以下、主なもの）
タイヤ・農機具・便器・洗面台・金庫・農薬・毒劇薬・塗料
土砂・焼却灰・車などの廃油・自動車・オートバイ（原付含む）
船舶・ピアノ・コンクリート・ブロック・レンガ・大型木材・鉄骨・タイル
冷媒フロンガスの使用機器（除湿・冷風・冷水・空気清浄機等）
瓦・消火器・農業ビニール・サイディング材・ドラム缶・ガスボンベなど
◇販売店または許可業者に依頼ください

◆仮設トイレの設置及び管理における留意点

仮設トイレの設置及び管理においては、以下の点に留意する必要があります。

- ・ 仮設トイレの設置に係る情報は、地域防災計画に基づく担当者へ集約します。
- ・ 洋式、車いす用等の仮設トイレや携帯トイレが不足する場合は、その種類と必要基数、場所を伝えて支援要請します。
- ・ トイレットペーパーや消臭剤を備蓄し、使用者同士で清掃や衛生面の管理を行うよう啓発を行います。仮設トイレは、女性用と男性用を分けて設置する、夜間の照明を確保する等の配慮が必要です。
- ・ 避難所の仮設トイレは、収集運搬車両が入ることができる場所に設置されることを確認しておきます。

出典：茨城県市町村災害廃棄物処理計画策定指針（平成 29 年（2017 年度）2 月）

（2）生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬と処理

1) 災害時

① 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬

- ・ 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行います。
- ・ 避難所ごみとし尿の発生量を把握します。
- ・ 避難者数及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決定制し、収集運搬を迅速に開始できるようにします。
- ・ 収集運搬車両数の不足状況を県へ連絡します。
- ・ 水害では、くみ取り式の便槽や浄化槽が水没し、槽内に雨水や土砂等が流入することがあります。そのため、便槽や浄化槽の所有者が速やかにくみ取り、清掃、周囲の消毒を行うように周知します。

② 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理

- ・ 一般廃棄物処理施設の被害状況を県へ報告します。被害がある場合には、復旧予定及び避難所ごみ・し尿の受入れ時期を県へ報告します。

③ 仮設トイレ

- ・ 避難所設置場所毎の避難者数に基づき、仮設トイレを設置・増設します。
- ・ 仮設トイレを調達できない場合、県へ支援要請を行います。

2) 平常時

① 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬

- ・ 避難所から排出されるごみやし尿の収集ルートを検討することを想定し、避難所の数及び場所を把握します。
- ・ 水害等の発生時を想定し、過去の浸水被災例や洪水ハザードマップを参考に収集運搬ルートを確認し、関係者で共有します。
- ・ 収集運搬車両の調達方法を確認します。（表 3-25）

- ・災害時における収集運搬業者への連絡方法を確認します。災害時は、避難所の開設・閉鎖、避難者数、道路被害・復旧状況等が日々変化するため、収集運搬業者と頻繁に連絡をとる必要があることから、災害時における連絡方法を決定しておきます。

表 3-25 本市の収集運搬車両台数

車両		委託	許可	合計
ごみ収集車	パッカー車	5 台	77 台	82 台
	平ボディ	2 台	18 台	20 台
	コンテナ車	—	29 台	29 台
	フルトレーラ	—	3 台	3 台
	合計	7 台	127 台	134 台
し尿収集車	バキューム車	—	25 台	25 台

② 仮設トイレ

- ・災害時の仮設トイレの備蓄を進めます。高齢者や幼児が使いやすい洋式タイプや、車いす用のものも調達します。
- ・仮設トイレのレンタル事業者と協定の締結等を進め、災害時に仮設トイレが不足しないようにします。

(3) 一般廃棄物処理施設の強靱化と復旧

1) 災害時

- ・一般廃棄物処理の運営・管理担当者は、平常時に作成した緊急対応マニュアルに基づき、一般廃棄物処理施設を安全に停止させ、被害状況を把握します。復旧工事が必要となる場合は、プラントメーカー等の処理施設関係者に連絡、協議を行い、できる限り早く再稼働できるようにします。
- ・被災状況に応じて、県及び近隣市町村へ支援要請を行います。一般廃棄物処理施設が被災していない場合は、被災した市町村の廃棄物を受け入れる体制を検討します。
- ・被災した施設の復旧に係る事業は、国庫補助の対象となるため、その申請に係る事務を行います。

2) 平常時

- ・一般廃棄物処理施設の耐震化を推進し、設備の損壊防止対策を実施するよう努めます。
- ・洪水ハザードマップ等に基づき、防水壁の設置や地盤の嵩上げを検討し、重要機器や受配電設備等は想定浸水レベル以上に配置する等の浸水対策を行います。
- ・一般廃棄物処理の運営・管理担当者は、非常用発電設備の設置や補修等に必要な資機材、燃料、排ガス処理に使用する薬品、焼却炉の冷却水の備蓄を行い、災害時にも処理が継続できるよう努めます。
- ・一般廃棄物処理に係る災害時の BCP（事業継続計画）を策定し、施設の緊急停止、点検、補修、稼働に係るマニュアルの作成に努めます。

次に、一般廃棄物処理施設の概要を示します。

3) 一般廃棄物処理施設の概要

①ごみ処理施設

1. ごみ焼却施設

施設の名称	霞台厚生施設組合 ごみ焼却施設 クリーンセンターみらい		
所在地	小美玉市高崎 1824-2	竣工年月	令和3年(2021年)3月
形式	全連続焼却式(ストーカ式焼却施設)		
能力	215t/24時間(107.5t×24時間×2基)		

2. リサイクルセンター(不燃物処理施設)

施設の名称	霞台厚生施設組合 不燃物処理施設 リサイクルセンター		
所在地	小美玉市高崎 1824-2	竣工年月	令和3年(2021年)3月
形式	堅型高速回転破碎式及び機械選別		
能力	破碎施設 20t/5時間 選別施設 2t/5時間		

3. リサイクルセンター(保管施設)

施設の名称	霞台厚生施設組合 スtockヤード		
所在地	小美玉市高崎 1824-2	供用年月	令和3年(2021年)3月
構造	鉄筋コンクリート造(鉄筋)	面積	1,950 m ²

施設の名称	霞台厚生施設組合 中継センター		
所在地	小美玉市堅倉 1725-2	供用年月	令和3年(2021年)4月
構造	鉄筋コンクリート造(鉄筋)	面積	972 m ²

②し尿・浄化槽汚泥処理施設

地区	小川・玉里地区	美野里地区
施設名称	湖北環境衛生組合 石岡クリーンセンター	茨城地方広域環境事務組合 し尿処理施設
構成市町	石岡市、かすみがうら市	茨城町、水戸市、笠間市
所在地	石岡市東府中 25-1	東茨城郡茨城町馬渡 244
処理形式	膜分離高負荷脱窒素処理 (浸漬平膜)+高度処理	標準脱窒素処理+湿式酸化処理 +高度処理
竣工年度	平成17年度	昭和56年度 平成5年一部更新及び改造
処理能力	141 kl/日 (し尿 52 kl/日 浄化槽汚泥 89 kl/日)	152 kl/日 (し尿 106 kl/日 浄化槽汚泥 46 kl/日)

※ただし、今後、小美玉市一般廃棄物処理計画に基づき、美野里地区分を湖北環境衛生組合へ統一を図る予定